

告 示

埼玉県告示第九十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出の概要等について、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年一月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

南越谷株竹ショッピングビル

越谷市南越谷一丁目十五番一、十五番二、十五番三、十五番四、十五番五、十五番六

ロ 変更の概要

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

（変更前）一万四千二百九十五平方メートル

（変更後）一万九百六十平方メートル

ハ 変更年月日

平成二十二年九月九日

ニ 届出年月日

平成二十二年一月八日

二 縦覧期間

平成二十二年一月二十二日から平成二十二年五月二十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十二年一月二十二日から平成二十二年五月二十四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課